事例No.	2894
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	静岡県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第2回）

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	静岡県

1. 庁内全体の受援調整

（単位：市町村数）

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織（担当者）の役割	
定めている	28	80.0%	16	45.7%	17	48.6%
定めていない	7	20.0%	19	54.3%	18	51.4%

※各項目は、内閣府（防災）が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月）」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである（以下同じ）。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	12	34.3%	10	28.6%	9	25.7%	8	22.9%
定めていない	23	65.7%	25	71.4%	26	74.3%	27	77.1%

②避難所運営

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	17	48.6%	15	42.9%	12	34.3%	10	28.6%
定めていない	18	51.4%	20	57.1%	23	65.7%	25	71.4%

③支援物資

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	16	45.7%	14	40.0%	11	31.4%	9	25.7%
定めていない	19	54.3%	21	60.0%	24	68.6%	26	74.3%

④災害廃棄物の処理

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	16	45.7%	15	42.9%	9	25.7%	10	28.6%
定めていない	19	54.3%	20	57.1%	26	74.3%	25	71.4%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	19	54.3%	16	45.7%	12	34.3%	13	37.1%
定めていない	16	45.7%	19	54.3%	23	65.7%	22	62.9%

⑥被災者支援・相談

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	15	42.9%	14	40.0%	10	28.6%	9	25.7%
定めていない	20	57.1%	21	60.0%	25	71.4%	26	74.3%

1　静岡県における地域 GADM 等の役割を持つ支援体制

（静岡県危機管理部）

1　概　要

本県では、昨年の台風第 15 号による風水害で、各市町において孤立集落等が発生し災害情報の収集に時間を要した教訓から、発災時に市町災害対策本部に派遣して被災地の状況を把握するとともに、市町の応急対策を支援する『市町支援機動班』を令和５年１月に設置した。

2　市町支援機動班の概要

（１）組織体制

災害対策本部指令部の直轄班として設置

指名人数：45 名　３名／班×15 チーム

（２）業務

・派遣市町の被害情報を収集、県本部及び方面本部に報告

・県の支援を要する業務を確認し、県本部や方面本部に報告し、必要な調整を行う。

・必要に応じて写真や動画等により被災現場情報を収集し、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。

（３）人選、研修

○指名の要件(次の者を優先して指名)

・危機管理業務経験者（再任用職員含む）

・居住地から県庁又は地域局に、バイク、自転車、徒歩による１時間以内参集可能者

○研修・訓練等

・市町防災職員との意見交換(顔の見える関係作り)

・災害マネジメント支援者研修受講

・市町防災訓練参加及び視察

・静岡県総合防災訓練本部運営訓練

・ドローン操作研修(各班１名)

3　支援業務の事例

○令和５年６月　大雨災害（磐田市）

磐田市内の敷地川の堤防決壊（6/2）による浸水害が発生したため、磐田市災害対策本部に派遣

→６月３日午前５時派遣（市到着)、１班３名

→磐田市長に同行し、浸水地域の被害状況調査

磐田市災害対策本部第５回本部会議に臨席

適宜情報収集し、市の危機管理課と意見交換。第６回本部会議に臨席。

その後、市の危機管理監と今後の対応を調整、市職員で対応可との確認を得て、

同日 18:00 帰庁

【参考】磐田市被害

人的被害　死者１名（増水河川への転落）

住家被害　半壊 9、一部損壊１、床上・床下浸水 21 戸

２　静岡県における被災市町への応援制度・実績

（静岡県危機管理部）

１　概　要

本県では、県と市町の連携よる被災地支援に関する運用マニュアル等は策定されていないが、県が被災市町に派遣した職員を通じて被災市町のニーズを把握し、市長会・町長会を通じて応援市町から人材を募り派遣する体制で対応をとってきた。

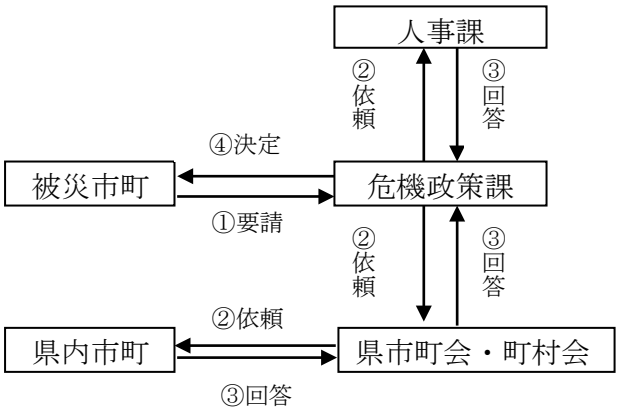
派遣は応急対策的な派遣（短期派遣）となるが、その終了後、なおも職員派遣が必要な場合には、自治法による中長期派遣により、県及び県内市町の職員の派遣を行っている。

２　応援派遣に関する制度

区分	短期派遣	中長期派遣
法的根拠	―	地方自治法第 252 条の 17
派遣職員の身分	身分異動を伴わない（出張扱い）	身分異動を伴う
派遣期間	１ヶ月未満	１ヶ月以上
費用負担者	派遣元団体	派遣先団体
調整担当課	危機管理部危機政策課	経営管理部市町行財政課

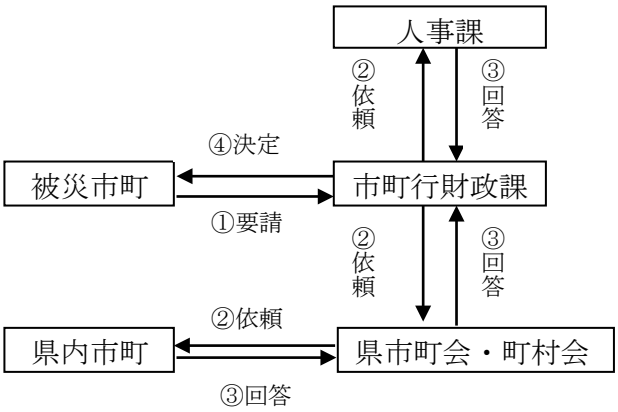
３　派遣調整の流れ

短期派遣



①危機政策課が被災市町から応援職員派遣に係る要望（期間、職種、業務内容、人数等）を聴取。
②危機政策課から、派遣依頼（県職員は人事課、市町職員は市町会・町村会を通じて、県内市町）。
③危機政策課で回答を取りまとめ。
④危機政策課から被災市町へ決定通知を送付。

中長期派遣（地方自治法派遣）



①市町行財政課が被災市町から応援職員派遣に係る要望（期間、職種、業務内容、人数等）を聴取。
②市町行財政課から、派遣依頼（県職員は人事課、市町職員は市町会・町村会を通じて、県内市町）。
③市町行財政課で回答を取りまとめ。
④市町行財政課から被災市町へ決定通知を送付。

４　支援業務の事例

（１）令和３年７月　熱海市伊豆山土石流災害
- 発災後、約２ヶ月間に渡り短期派遣を行い、その課題を踏まえて中長期派遣に切替えた。
 …支援ニーズが多岐にわたり、対応する県人事課及び市町会・町村会の調整事務が煩雑化。
 …派遣元市町では臨時の支出増に応じた予算措置が必要（旅費、人件費等）

（２）令和４年９月　台風15号（静岡市清水区が主な被災地）
- 発災から約２ヶ月間、短期派遣を実施した。
- 令和５年度から、静岡市に土木職員１名を派遣している。

参考資料１

市町支援制度の強化－市町支援機動班の新設－

（静岡県危機管理部）

１　要　旨

令和４年台風第 15 号による風水害の教訓などを踏まえ、市町に派遣する市町情報収集要員を増員するとともに、大きな被害を受けた市町の応急対策を支援する「市町支援機動班」を新設。

なお、令和５～６年度に、市町支援機動班の業務や防災に関する主な対応事項などを記したマニュアルを作成する予定。

２　市町支援制度の強化の概要

(1) 市町情報収集要員の増員

各市町の被害情報等を迅速に収集するため、災害発生時に直ちに派遣することとしている市町情報収集要員を、現在の各市町３名から６名を目標として増強

(2) 市町支援機動班の新設

設置目的	予め指定した職員を、被災市町の災対本部や被災現場に派遣し、被害情報の収集、支援を要する業務の確認等、市町が実施する災害対応全般の支援を行い、県全体の迅速な被害情報の把握、応急対策の効果的な遂行に資する。	
指名人数	45 名（３名／班×15 班）	
派遣基準	県災対本部が設置されたとき	
派　遣　先	大規模な被害が発生又は見込まれる市町	
業務内容	市町災対本部	・派遣先市町の被災情報を収集、県災対本部及び方面本部に報告 ・県の支援を要する業務を確認し、県本部や方面本部に報告し、必要な調整を行う。
	被災現場	・必要に応じて写真や動画等により被災現場情報を収集し、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。
派遣期間	１週間程度を基本とし、必要に応じ交替要員を派遣。	

※市町支援機動班と市町情報収集要員がともに派遣された市町では、市町情報収集要員は市町支援機動班の指揮下に入る。

３　発災後のフェーズに応じた職員派遣のイメージ

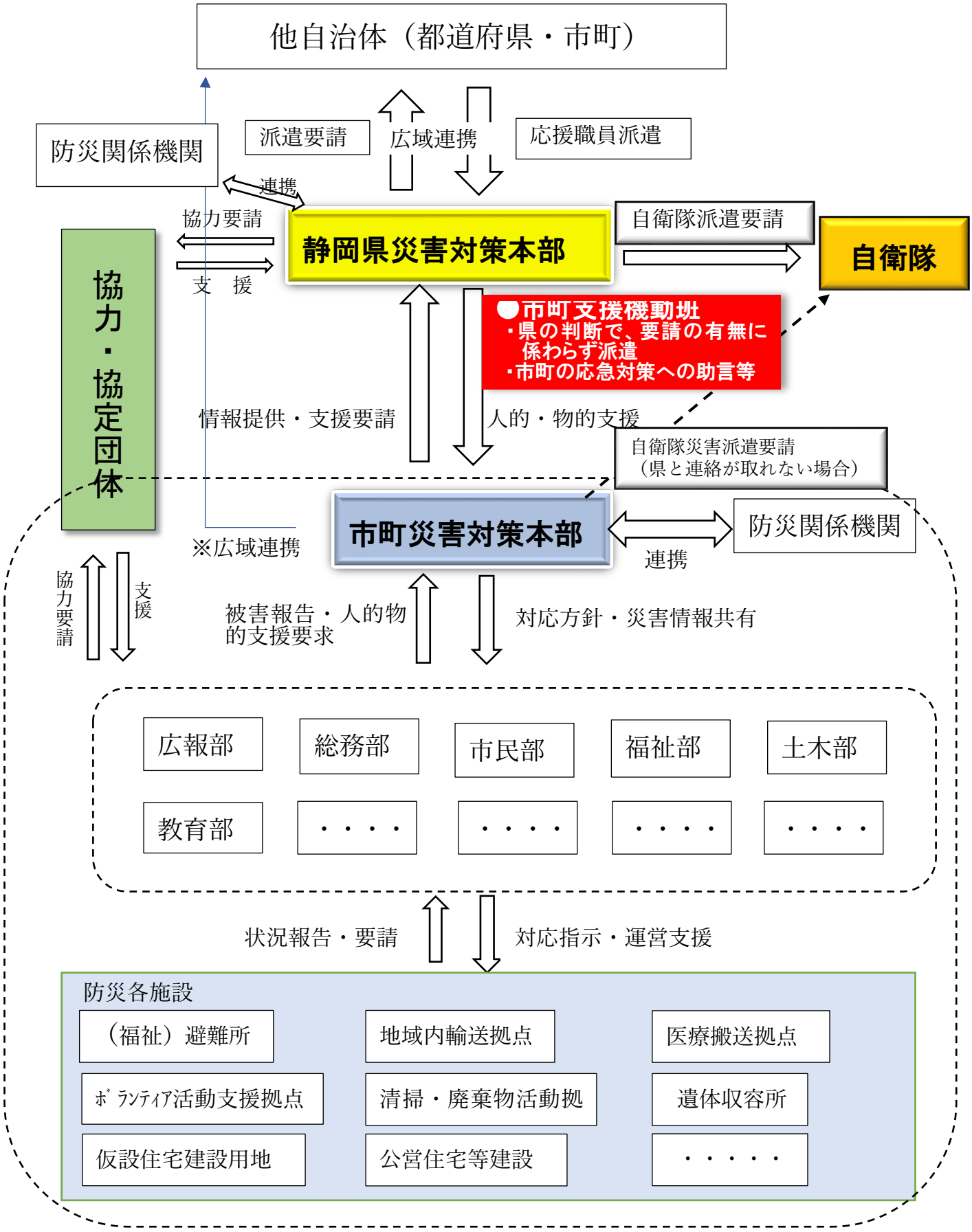
＜市町情報収集要員の派遣＞（各市町３～６名）
- 発災直後に方面本部から派遣（または自宅から直接市町へ参集）
- 派遣先市町の近隣に居住する職員を中心に指名
- 被害情報を収集し、防災情報共有システム等により県災害対策本部・方面本部へ報告

発災 → 発災から 12 時間程度まで → 発災から １週間程度まで → それ以降

＜市町支援機動班の派遣＞（45 名（３名×15 班））
- 県災対本部から大きな被害が見込まれる市町に派遣
- 危機管理業務経験を有する職員を中心に指名
- 市町災対本部会議に出席・助言、県の支援を要する業務の把握、県関係部局との連絡調整、必要に応じてドローン等を活用し災害現場の情報収集

＜国・県・他県応援職員の派遣＞
総務省の応急対策職員派遣制度の活用、県関係部局からの行政職員・技術系職員の派遣（R4 台風第 15 号では 844 名）、他県からの応援職員の受入

災害対策本部の設置・運営（市町）



１６－５　令和３年７月熱海市土石流災害に係る人的支援の状況

（静岡県危機管理部）

令和３年７月の土石流災害により被災した熱海市を支援するため、県内市町と連携し、応急対策や復旧業務等に従事する職員の応援派遣（短期派遣）を実施した。

１　派遣の概要

派遣開始：７月３日（発災直後）
派遣者数：1,758人（県727人、市町1,031人）
従事業務：災害対策本部運営支援、被災者の健康管理、住家被害認定調査、
罹災証明書発行、土木技術支援　等

２　県職員の派遣状況

業務	職種等	派遣期間	延べ派遣人数
災害対策本部運営支援	行政、土木ほか	７月３日～９月 15 日	243 人
被災者の健康管理	保健師、栄養士	７月５日～９月 17 日	136 人
住家被害認定調査､罹災証明発行	行政	７月７日～８月 10 日	51 人
水道復旧業務（技術職）	土木	７月７日	３人
避難所運営､各種窓口対応業務など	行政ほか	７月 12 日～８月 31 日	139 人
住宅相談窓口	行政、建築	７月 14 日～７月 30 日	21 人
水道施設復旧事務（行政）	行政	７月 14 日～８月 18 日	５人
災害救助法申請事務	行政	７月 16 日～	23 人
行政に関するよろず相談	行政	７月 26 日～９月 11 日	55 人
住宅移転支援	行政	７月 30 日～９月 22 日	35 人
応急修理制度関係	建築	８月 11 日～８月 14 日	４人
生活再建相談窓口	行政	８月 13 日～８月 31 日	12 人
合計			727 人

３　市町職員の派遣状況

（1）業務別

業務	職種等	派遣期間	延べ派遣人数
総括支援	行政	7月8日～7月17日	45人
罹災証明発行	行政	7月14日～8月11日	116人
住家被害認定調査	行政、土木	7月20日～8月10日	108人
土木技術支援	土木	7月19日～10月1日	131人
災害救助法関連業務	行政	7月27日～7月30日	4人
各種証明書受付・発行	行政	7月19日～9月3日	64人
危機管理業務	行政	7月19日～8月31日	44人
被災者の健康管理	保健師	7月19日～9月14日	178人
被災者給付金業務	行政	7月25日～9月10日	65人
生活再建相談窓口運営	行政	7月25日～9月10日	89人
国民健康保険業務	行政	7月26日～9月3日	29人
支援物資受入	行政	7月25日～8月31日	38人
崩落現場監視	土木	8月16日～9月26日	42人
住宅関連窓口	行政	8月23日～9月3日	22人
税減免申請窓口	行政	9月6日～9月10日	20人
情報公開	行政	9月6日～10月1日	36人
合計			1,031人

（2）市町別

市町	延べ派遣人数	市町	延べ派遣人数
静岡市	102人	伊豆市	59人
浜松市	84人	御前崎市	14人
沼津市	30人	菊川市	7人
三島市	89人	伊豆の国市	49人
富士宮市	38人	牧之原市	12人
伊東市	94人	東伊豆町	19人
島田市	24人	河津町	17人
富士市	59人	南伊豆町	4人
磐田市	39人	松崎町	6人
焼津市	64人	西伊豆町	11人
掛川市	34人	函南町	3人
藤枝市	34人	清水町	10人
御殿場市	25人	長泉町	18人
袋井市	12人	小山町	4人
下田市	17人	吉田町	5人
裾野市	10人	川根本町	7人
湖西市	26人	森町	5人
合計			1,031人

※すべての市町において派遣実績あり。

１６－４　令和４年台風第 15 号に係る人的支援の状況

（静岡県危機管理部）

令和４年台風第15号により被災した市町を支援するため、県内市町と連携し、応急対策や復旧業務等に従事する職員の応援派遣（短期派遣）を実施した。

１　派遣の概要

派遣期間：10月５日～12月２日
派 遣 先：静岡市、島田市、森町、川根本町、牧之原市
派遣者数：844人（県537人、市町307人）※市町職員は静岡市へのみ派遣実施
従事業務：土木・農業等の技術支援、住家被害認定調査、被災者給付金関係事務　等

２　県職員の派遣状況

派　遣　先	職　種	支 援 内 容	延べ人数	派 遣 期 間 （予定を含む）
静 岡 市	土　木	河川等公共土木施設の 災害復旧に係る技術支援	80 人	10/5～12/2
	農業土木	土地改良施設等に係る 被害調査支援	152 人	10/11～11/25
	農　業	農作物等に係る被害調査 支援	10 人	10/9～10/20
	林　業	森林土木施設の災害復旧 に係る技術支援	34 人	10/17～11/9
島田市	農業土木	農地･農業用施設等災害復 旧事業に係る申請事務	48 人	10/13～11/21
森町	農業土木	農地･農業用施設等災害復 旧事業に係る申請事務	27 人	10/24～11/25
川根本町	土　木	河川等公共土木施設の 災害復旧に係る技術支援	80 人	10/5～12/2
	林　業	森林土木施設の災害復旧 に係る技術支援	41 人	10/11～11/9
	農業土木	農地･農業用施設等災害復 旧事業に係る申請事務	48 人	10/13～11/21
牧之原市	農業土木	農地･農業用施設等災害復 旧事業に係る申請事務	17 人	11/1～11/21
合計			537 人	

3　市町職員の派遣状況

静岡市に対して、以下のとおり県内市町職員を派遣した（11月25日をもって全ての派遣を終了した）。

（1）業務別

支援内容	職種	延べ人数※	派遣元	派遣期間
住家被害認定調査	行政	185人	市町	10/6～10/30
被災者給付金事務	行政	64人	市町	10/6～11/25
被災届出証明交付	行政	58人	市町	10/24～11/18

（2）派遣元市町別

市町	延べ派遣人数	市町	延べ派遣人数
浜松市	0人	伊豆市	12人
沼津市	23人	御前崎市	0人
熱海市	27人	菊川市	0人
三島市	12人	伊豆の国市	7人
富士宮市	24人	牧之原市	0人
伊東市	12人	東伊豆町	16人
島田市	0人	河津町	4人
富士市	57人	南伊豆町	0人
磐田市	0人	松崎町	0人
焼津市	26人	西伊豆町	12人
掛川市	22人	函南町	14人
藤枝市	0人	清水町	0人
御殿場市	12人	長泉町	10人
袋井市	0人	小山町	0人
下田市	5人	吉田町	0人
裾野市	0人	川根本町	0人
湖西市	12人	森町	0人
合計			18市町 307人